

## 重要文化財旧杉山家住宅条例施行規則

富田林市重要文化財旧杉山家住宅設置条例施行規則（昭和62年富田林市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、重要文化財旧杉山家住宅条例（昭和62年富田林市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 重要文化財旧杉山家住宅（以下「旧杉山家」という。）の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）又は条例第3条の規定により指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるとき（指定管理者にあっては、委員会の承認を受けた場合に限る。）は、前項の開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 旧杉山家の休館日は、次のとおりとする。

（1） 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日

（2） 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会又は指定管理者が必要と認めるとき（指定管理者にあっては、委員会の承認を受けた場合に限る。）は、臨時に休館し、又は開館することができる。

（年間観覧券）

第4条 条例第6条に規定する年間観覧券は、様式第1号によるものとし、記名された者以外の者が使用することはできない。

2 前項の年間観覧券の有効期限は、発行日から発行日の翌月1日より1年を経過した日までとする。

3 年間観覧券の再発行は行わない。

（備品の貸出し）

第5条 旧杉山家の備品を旧杉山家以外で使用しようとする者は、重要文化財旧杉山家住宅備品貸出許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、備品貸出し

を許可する場合は、重要文化財旧杉山家住宅備品貸出許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（利用料金の免除）

第6条 指定管理者は、旧杉山家を観覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、利用料金を免除することができる。

- （1）本市が主催する事業等に利用するとき。
  - （2）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が学校行事として利用するとき。
  - （3）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（付添人1名を含む。）が利用するとき。
  - （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（付添人1名を含む。）が利用するとき。
  - （5）療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者（付添人1名を含む。）が利用するとき。
  - （6）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が適当と認めるとき。
- 2 前項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、重要文化財旧杉山家住宅利用料金免除申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第3号から第5号に掲げる理由による場合は、当該事実を証する手帳の提示により、当該申請書の提出に代えることができる。
- 3 指定管理者は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、免除を許可する場合は、重要文化財旧杉山家住宅利用料金免除許可書（様式第5号）を交付するものとする。

（観覧者等の遵守事項）

第7条 旧杉山家を観覧する者及び旧杉山家において指定管理者が開催する催物等に参加する者（以下「観覧者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）建物、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- （2）火気の使用又は喫煙をしないこと。
- （3）所定の場所以外で飲食をしないこと。
- （4）指定管理者の許可なくはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- （5）指定管理者の許可なく物品の販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- （6）所定の場所以外に出入りしないこと。
- （7）暴力行為等他人に迷惑となるような行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第8条 観覧者等は、施設、設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表面）

		No.	
重要文化財旧杉山家住宅 年間観覧券			
発行日		年	月 日
氏 名			
有効期限		年	月 末日
重要文化財旧杉山家住宅 指定管理者			

（裏面）

<注意事項>

- 1 利用するときは、本券を受付の係員に提示してください。
- 2 本券は、記名者ご本人しかご利用できません。
- 3 本券は、有効期限内に何回でもご利用できます。
- 4 本券の再発行は、いたしません。

休 館 日：毎週月曜日（ただし、その日が祝日の場合は、その翌日）、  
12月29日から翌年の1月3日、臨時休館日  
開館時間：午前10時から午後5時

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

重要文化財旧杉山家住宅備品貸出許可申請書

指定管理者 様

住所

氏名（団体の場合は名称及び代表者名）

印

電話番号

以下のとおり、備品の貸出を申請します。

備品名 (数量)	
使用目的	
使用場所	
借用日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
返却予定日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
備考	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

重要文化財旧杉山家住宅備品貸出許可書

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のありました備品貸出申請について、下記のとおり貸出を許可します。

備品名 (数量)	
使用目的	
使用場所	
貸出日	年 月 日( ) 午前・午後 時 分
返却予定日	年 月 日( ) 午前・午後 時 分
備考	

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

重要文化財旧杉山家住宅利用料金免除申請書

指定管理者 様

住所

氏名（団体の場合は名称及び代表者名）

印

電話番号

下記のとおり、重要文化財旧杉山家住宅の観覧に係る利用料金の免除を申請します。

利用日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時			
利用目的				
当日の責任者	電話番号			
利用人数	人	内訳	区分	人数（人）
			大人	
			小人（6歳以上中学生以下）	
備考				

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

重要文化財旧杉山家住宅利用料金免除許可書

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のありました利用料金免除申請  
について、下記のとおり利用料金を免除します。

利用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時			
利用目的				
当日の 責任者	電話番号			
利用人数	人	内 訳	区分	人数(人)
			大人	
			小人(6歳以上中学生以下)	
備考				